

議第157号

**滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3 使用料の表中

非 紹 介 患 者 初 診 加 算 料	初診料算定1回につき	2,100	を
---------------------	------------	-------	---

  

非 紹 介 患 者 初 診 加 算 料	医科	初診料算定1回につき	5,400	に
	歯科	同	3,240	
再 診 加 算 料	医科	再診料算定1回につき	2,700	
	歯科	同	1,620	

改め、別表第3注5を同表注6とし、同表注4中「注3(1)」を「注4(1)」に改め、同表中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 再診加算料は、滋賀県立成人病センターにおける再診（他の病院（病床数が500未満であるものに限る。）または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。

付 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。